

議案第 3 1 号

川崎市青少年科学館条例及び川崎市立日本民
家園条例の一部を改正する条例の制定につい
て

川崎市青少年科学館条例及び川崎市立日本民家園条例の一部を改正する
条例（案）

（川崎市青少年科学館条例の一部改正）

第1条 川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号）の一部を
次のように改正する。

別表第1の2共通利用券の表備考中第2号を削り、第3号を第2号とし、
第4号を第3号とする。

（川崎市立日本民家園条例の一部改正）

第2条 川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）の一部を
次のように改正する。

別表第1の2共通利用券の表備考中第2号を削り、第3号を第2号とし、
第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

制 定 理 由

川崎市市民ミュージアム条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。

川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○川崎市青少年科学館条例 昭和46年 3月23日条例第24号 (第1条～第8条 略)</p> <p>(入館料及び観覧料)</p> <p>第9条 科学館の入館料は、無料とする。</p> <p>2 プラネタリウムを観覧しようとする者は、別表第1に定める区分によりプラネタリウム観覧料を納めなければならない。</p> <p>(第10条～第16条 略)</p> <p>別表第1 (第9条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 共通利用券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100円券12枚つづり</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>100円券25枚つづり</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 共通利用券は、次に掲げる施設の観覧等に利用することができる。 ただし、当該各施設への団体(20人以上をいう。)の観覧等については、この限りでない。</p> <p>(1) 科学館のプラネタリウムの一般投影又は特別投影の観覧 【削除】</p> <p>(2) 川崎市岡本太郎美術館条例(平成11年川崎市条例第25号)に規定する川崎市岡本太郎美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場</p>	種別	金額	100円券12枚つづり	1,000円	100円券25枚つづり	2,000円	<p>○川崎市青少年科学館条例 昭和46年 3月23日条例第24号 (第1条～第8条 略)</p> <p>(入館料及び観覧料)</p> <p>第9条 科学館の入館料は、無料とする。</p> <p>2 プラネタリウムを観覧しようとする者は、別表第1に定める区分によりプラネタリウム観覧料を納めなければならない。</p> <p>(第10条～第16条 略)</p> <p>別表第1 (第9条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 共通利用券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100円券12枚つづり</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>100円券25枚つづり</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 共通利用券は、次に掲げる施設の観覧等に利用することができる。 ただし、当該各施設への団体(20人以上をいう。)の観覧等については、この限りでない。</p> <p>(1) 科学館のプラネタリウムの一般投影又は特別投影の観覧</p> <p>(2) <u>川崎市市民ミュージアム条例(昭和62年川崎市条例第45号)に規定する川崎市市民ミュージアムにおいて川崎市市民ミュージアムが行う企画展の展示会場への入場</u></p> <p>(3) 川崎市岡本太郎美術館条例(平成11年川崎市条例第25号)に規定する川崎市岡本太郎美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場</p>	種別	金額	100円券12枚つづり	1,000円	100円券25枚つづり	2,000円
種別	金額												
100円券12枚つづり	1,000円												
100円券25枚つづり	2,000円												
種別	金額												
100円券12枚つづり	1,000円												
100円券25枚つづり	2,000円												

改正後	改正前
<p data-bbox="219 204 1111 280"><u>(3)</u> 川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）に規定する川崎市立日本民家園への入園</p> <p data-bbox="210 331 344 367">（以下 略）</p>	<p data-bbox="1173 204 2065 280"><u>(4)</u> 川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）に規定する川崎市立日本民家園への入園</p> <p data-bbox="1164 331 1299 367">（以下 略）</p>

川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
○川崎市立日本民家園条例 昭和42年 3月23日 条例第19号	○川崎市立日本民家園条例 昭和42年 3月23日 条例第19号												
(第1条～第9条 略)	(第1条～第9条 略)												
(入園料)	(入園料)												
第10条 前条第1項の許可を受けて入園しようとする者は、別表第1に定める入園料を納めなければならない。	第10条 前条第1項の許可を受けて入園しようとする者は、別表第1に定める入園料を納めなければならない。												
(第11条～第16条 略)	(第11条～第16条 略)												
別表第1 (第10条関係)	別表第1 (第10条関係)												
1 略	1 略												
2 共通利用券	2 共通利用券												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100円券12枚つづり</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>100円券25枚つづり</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	100円券12枚つづり	1,000円	100円券25枚つづり	2,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100円券12枚つづり</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>100円券25枚つづり</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	100円券12枚つづり	1,000円	100円券25枚つづり	2,000円
種別	金額												
100円券12枚つづり	1,000円												
100円券25枚つづり	2,000円												
種別	金額												
100円券12枚つづり	1,000円												
100円券25枚つづり	2,000円												
備考 共通利用券は、次に掲げる施設の入園等に利用することができる。 ただし、当該各施設への団体（20人以上をいう。）の入園等については、この限りでない。	備考 共通利用券は、次に掲げる施設の入園等に利用することができる。 ただし、当該各施設への団体（20人以上をいう。）の入園等については、この限りでない。												
(1) 民家園への入園 【削除】	(1) 民家園への入園												
(2) 川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年川崎市条例第25号）に規定する川崎市岡本太郎美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場	(2) <u>川崎市市民ミュージアム条例（昭和62年川崎市条例第45号）に規定する川崎市市民ミュージアムにおいて川崎市市民ミュージアムが行う企画展の展示会場への入場</u>												
	(3) 川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年川崎市条例第25号）に規定する川崎市岡本太郎美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場												

改正後	改正前
<p><u>(3)</u> 川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号）に規定する川崎市青少年科学館のプラネタリウム的一般投影又は特別投影の観覧</p> <p>(以下 略)</p>	<p><u>(4)</u> 川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号）に規定する川崎市青少年科学館のプラネタリウム的一般投影又は特別投影の観覧</p> <p>(以下 略)</p>